

500円券の取扱事業所登録を希望される皆様へ

《とみか資源ごみスタンプ事業の注意事項》

1. 取扱事業所として申し込める事業者の条件について

富加町商工会加盟店のうち、町内に店舗・事業所を有する事業者で次に該当しない者とします。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定される風俗営業をする事業者
- ②宗教・政治的活動をしている事業者
- ③役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員と関係を有している事業者
- ④公序良俗に反する事業者

2. 取扱事業所の申込方法等について

- ・取扱を希望する事業者は、とみか資源ごみスタンプ事業取扱事業所申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、産業環境課へ提出してください。提出方法は、持参、郵送（FAX不可）となります。また、電子申請（LoGo フォーム）での申し込みもできます。その場合は、産業環境課への提出は不要です。
- ・申込料は無料で、申込期限はありません。随時受付とします。
- ・登録した取扱事業所の情報は、町ホームページやチラシ等に掲載させていただきます。

3. 500円券の換金方法について

- ・換金手数料は無料です。なお、500円券の見本は後日お知らせします。
- ・換金は口座振込みのみとし、申込書に記載した振込先へ振り込みます。
- ・500円券の換金請求は、とみか資源ごみスタンプ事業換金請求書で行うものとし、裏面に取扱事業所名を記載した500円券を添えて、産業環境課に提出してください。請求書の提出期限は設けませんので、ある程度500円券が集まりましたら、ご請求ください。
- ・換金請求への支払時期は、毎月1回（月末締め切りの翌月第3木曜日支払い（支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日））とします。
- ・スタンプカードや500円券の有効期限は設けません。ただし、事業終了を決定した場合には、有効期限を設けます。

4. 取扱事業者の責務等について

- ・500円券の利用を見込んでの値上げをしないでください。
- ・500円券が偽造されたものと判別できる等の不正行為が疑われた場合は、受け取りを拒否していただき、速やかに産業環境課にお知らせください。
- ・500円券の交換、売買、譲渡はできません。
- ・再使用を防ぐため、500円券を受領した時点で500円券の裏面に取扱事業所名を記載してください。
- ・受領した500円券の紛失や盗難等の損失は、取扱事業所の責任となります。
- ・町から配布します掲示物（ポスター等）の設置にご協力をお願いします。

5. お問い合わせ先について

富加町産業環境課 TEL0574-54-2113